

別添 3

ボイラー等の製造時等検査の検査員の養成に
係る学科研修の科目別標準時間数

1 安衛法別表第6「第1号の(一)の(1)及び(2)のいずれにも該当する研修であって学科研修の時間が160時間以上であるもの」(単位 時間)

区 分 科 目	ボイラー	第一種圧力容器
ボイラーの構造	20	20
第一種圧力容器の構造	20	20
材料及び試験方法	10	10
工作及び試験方法	70	70
附属装置及び附属品	10	10
関係法令、強度計算方法及び検査基準	50	50
合 計	160	160

2 安衛法別表第6「第1号の(一)の(1)及び(2)のいずれにも該当する研修であって学科研修の時間が210時間以上であるもの」(単位 時間)

区 分 科 目	ボイラー	第一種圧力容器
ボイラーの構造	25	25
第一種圧力容器の構造	25	25
材料及び試験方法	15	15
工作及び試験方法	90	90
附属装置及び附属品	15	15
関係法令、強度計算方法及び検査基準	65	65
合 計	210	210

3 本通達の別添2の1の(1)の①又は1の(2)の①の学科研修の時間が110時間以上であるもの(単位 時間)

区 分 科 目	ボイラー (別添2の1の(1) の①関係)	第一種圧力容器 (別添2の1の(2) の①関係)
材料及び試験方法	10	10
工作及び試験方法	70	70
関係法令、強度計算方法及び検査基準	30	30
合 計	110	110

4 本通達の別添2の1の(1)の⑦又は1の(2)の⑤の学科研修が95時間であるもの(単位 時間)

区 分 科 目	ボイラー (別添2の1の(1) の⑦関係)	第一種圧力容器 (別添2の1の(2) の⑤関係)
ボイラーの構造	10	
第一種圧力容器の構造		10
材料及び試験方法	5	5
工作及び試験方法	65	65
附属装置及び附属品	5	5
関係法令、強度計算方法及び検査基準	10	10
合 計	95	95

5 本通達の別添2の1の(1)の⑧又は1の(2)の⑥の学科研修の時間が80時間以上であるもの(単位 時間)

区 分 科 目	ボイラー (別添2の1の(1)の ⑧関係)	第一種圧力容器 (別添2の1の(2)の ⑥関係)
材料及び試験方法	5	5
工作及び試験方法	65	65
関係法令、強度計算方法及び検査基準	10	10
合 計	80	80

(備考)

- 1 「工作及び試験方法」には、放射線検査、超音波探傷試験、磁粉探傷試験、浸透探傷試験及びひずみ測定試験に関する事項、品質管理方法が含まれること。
- 2 「附属装置及び附属品」には、自動制御装置に関する事項が含まれること。
- 3 「関係法令、強度計算及び検査基準」には、検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置、検査に係る事務処理及び検査員としての心構えが含まれること。